

売春防止法改正への一視点

—売防法体制、風営法体制、男女共同参画法体制をいかにつなげるか—

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：売春防止法・強制性交等罪・性交行為を売ることの非処罰化

1. 研究目的

売春防止法（以下、売防法と略。）はその制定・施行から60年を超えた。しかし、1972年までアメリカの占領統治下で売防法適用外にあったという沖縄県の歴史的状況は看過されてはならず、「基地と性交等売買」「軍事と性暴力」という構造的問題の検証や把握に関しての追究は依然として重要なテーマであることは強調してもしすぎることはない。そのことを踏まえたうえで、今回の報告は、60年を経た売防法をどのように改正すれば、より人権保障型の法体制を再構成することが可能なのか、その一つの立法政策のあり方を提案することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

法的概念である「性交等」の考察と、「性交」（売防法により「違法」）—性交類似行為（風営法により「合法」）という法現実の矛盾の検討、またその矛盾の除去の方向性を論考するという研究視点および方法をとることとする。

第一は、売春・買春という表現を含めた認識の仕方からの“脱却”の必要である。売防（特別刑法）はその2条において「この法律で『売春』とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。」と規定し、「性交」（男性器を女性器に挿入する行為）を犯罪構成要件の重要な一つとしている。しかし一方、刑法そのものは「性交」概念を変更し、「強姦罪」は「強制性交等罪」へと改正（2017年7月13日施行）された。強制性交等罪は「十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。」と規定する（刑法177条）。すなわち性交から性交類似行為にまで犯罪構成要件を拡げた「性交等」を採用したのである。性交の有無を基準とする売防法の「売春」概念は、性交等を含めた観点から再検討する必要に迫られているといえる。

第二は、風営法（正式には「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、以下、風営法と略。）と売防法の背反的關係の問題性である。風営法は店舗型及び無店舗型の性風俗関連特殊営業につき規制を設けたうえで認めている。店舗型はソープランド、店舗型ファッションヘルス、個室ビデオ、ストリップ劇場、ラブホテル、レンタルルーム、モーテル、出会い系喫茶等であり、無店舗型はデリバリーヘルス（派遣型ファッションヘルス）等である。性交類似行為売買は風営法により「合法」、性交行為売買は売防法により「違法」とされる。法の違いによって「性交類似行為を売る女性（合法的風俗女性とする）」と「性交行為を売る女性（違法的売春女性とする）」とが二分されており、この矛

盾的現況の中では、「性風俗従事＝性交等役務提供女性（合法的風俗女性と違法的売春女性）」の実態把握や現実的法的（福祉的）支援の政策・施策は、人権保障また権利擁護の面において進展しえないものと指摘できる。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程の遵守。とくに第7条（知的所有権の侵害の禁止）および第9条（剽窃・捏造・改竄の禁止）の遵守。

4. 研究結果

そこで、「性風俗従事＝性交等役務提供女性」を社会的包含化する（制度的支援につなげていく）必要から、「性交行為を売ることを罰しない」とする法定立は欠かせない。「性交行為を売ることの非処罰化」（売春の非犯罪化）であり、これを法文言として明記する必要がある。しかし以下を強調しなければならないが、「性交行為を売ることを罰しない」とは、決して性交行為の売買を積極的に支持し、容認・奨励するものでない、ということである。「性交行為売買」は、人間が生身の身体を保持する限り一現に生きている「からだ」を持ち、思考力も喜怒哀楽の感情もそなえた人格を有している限り一、すべての人間に普遍的に“開かれて”肯定されてよいものではなく、「人間の尊厳」に影響を与える行為と考えられるからである。その意味で、「売春は人としての尊厳を害し、」とする宣言的規定（売防法1条）、そして「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」とする禁止規定（売防法3条）は、規範的意味内容を示すものとして、売防法を改正する中において法的文言は変えても、謳い続けていく必要がある。

「性交行為を売ることの非処罰化」が合意できれば、「性交行為売買」の現実態は、風営法体制の中での対応が最小限現とも可能となり、「性風俗従事＝性交等役務提供女性」への法的＝福祉的支援への方途が拓かれていく契機となるだろう。

5. 考察

上記のような方向で、新たな一つの法政策の可能性を探ってみると、①売春防止法は法理念（宣言的規定・禁止規定）の提示と犯罪性（暴力・人身売買・搾取）や悪質業者を取締ることを柱とする「性交売買防止法」に変更させること ②性交等売買に関しての具体的な制限的規制事項は風営法に織り込むこと ③風営法に「性風俗従事＝性交等役務提供女性」で支援が必要な（支援を求める）場合の基本的事項を規定しておくこと ④そのニーズを受け止め、具体的に機動していく新法としての「〈困難な問題を抱える女性〉への支援法」（男女共同参画法体制的意味の法、女性福祉法的意味の法）を定立すること、を提案することができるだろう。「性交等売買」をめぐるのは、筆者が継続して問題提起をしてきたように、日本社会には現在、売防法体制－風営法体制－男女共同参画法体制の矛盾した三元法体制が同時的に成立しそれぞれに機能している。この三元法体制に連関性をもたせ、人権保障性・権利擁護性を強化させていくセクシュアル・ライツ定立のための研究運動は、売防法60年を超えた今後も、粘り強く展開されなければならないと考える。